

11月は児童虐待防止推進月間

気づくのは あなたと地域の ころの目

児童虐待が大きな社会問題となっています。虐待は子どもの心身の発達や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、時には生命を奪うという悲しい事件につながります。

○しつけと虐待の違い

親が「しつけ」だと思っても、子どもの心身を傷つけるものであれば、全て「虐待」に当たります。「しつけ」と「虐待」の違いは、親の言い分ではなく、親の行為がおよぼす子どもへの影響で判断されます。

◎児童虐待を防止するために

自ら助けを求めることのできない子どもたちを虐待から守るには、早い段階で発見し対応することが求め

られています。

「おかしい」と感じたら迷わず連絡をしてください。また、妊娠や子育てに悩んだときは、一人で抱え込まず、気軽にご相談ください。

▼虐待に関する相談先

- ・ 市役所児童福祉課 内線157
- ・ 土浦児童相談所
☎029・821・4595
- ・ いばらき虐待ホットライン(24時間)
☎0293・22・0293
- ・ 取手警察署
☎0297・77・0110
- ▼妊娠や子育てに関する相談先
- ・ 保健センター ☎48・6000
- ・ 家庭児童相談室 ☎45・2314

開催

夢っ子コンサート

地域子育て支援センター・夢っ子では、小さい子どもと家族のための吹奏楽コンサートを開催します。一緒に楽しみましょう。

▼会場

中央公民館ホール

▼日時

12月15日(土)午前11時～正午

▼対象

(開場 午前10時45分)
市内在住の未就学の子どもとその家族(市内在勤者も含む)

▼演奏者

ウインドアンサンブル守谷

▼内容

童謡、一緒に手遊び、歌遊び、クリスマスソングなど



▲昨年の夢っ子コンサート

▼問合せ先

地域子育て支援センター・夢っ子 ☎45・2462

ヘルシー保健師だより

vol.65

子どもの救急 病氣編

子どもが熱を出した、けいれん、ひきつけを起こしたなど、いつもと様子が違い「大変だ。どうしよう」と思うことがあるでしょう。特に、休日や夜間は、慌てるものです。皆さんは、「小児休日夜間の救急医療」をご存知ですか？

☆小児休日夜間の救急医療

(小児科医の診察を実施)

▼診察時間

- ・ 夜間 午後6時～翌朝午前8時
- ・ 日曜、祝日 午前8時～午後6時

▼医療機関

○水曜日を除く全日

J Aとりで総合医療センター

(☎0297・74・5551)

○水曜日のみ

総合守谷第一病院

(☎45・5111)

ただし、夜間の受診は混雑していることが多くあります。夜間に慌てて受診するよりは、できるだけ昼間に早めに診てもらおうと安心です。かかりつけの小児科医は、普段のお子さんの様子をよく知っていることに加え、診療時間内であれば、医師や看護師、薬剤師、臨床検査技師など多くのスタッフがそろっているため、スムーズな診療が受けられます。「日中元気がない、微熱がある、機

嫌が悪い」など、いつもと様子が違うと感じたら、受診しましょう。受診すべきか迷うときは、看護師対応の電話相談を活用しましょう。

☆電話相談窓口

○茨城子ども救急電話相談

☎029・254・9900

※ブッシュ回線・携帯電話からは、短縮ダイヤル「#8000」

・ 毎日夜間

午後6時30分～11時30分

・ 休日昼間

午前9時～午後5時

診察室や電話相談では、お子さんの様子を尋ねられます。あらかじめ整理しておきましょう。

- ・ 気になる症状
- ・ 症状はいつからか？(何時ごろ、1日に何回くらいなど具体的に)
- ・ 今までにかかったことがある大きな病気
- ・ 薬や食べ物アレルギー
- ・ 家族にも同じような症状があるかどうか？

☆こんなときは119番(救急車)!!

- ・ 意識がない(反応がない、ぐったりしている)
- ・ けいれんが止まらない
- ・ 息遣いが荒く、呼吸が困難になっている
- ・ 出血が止まらない
- ・ 激痛(頭痛・胸痛・腹痛)がある